

いじめ防止基本方針

那覇市立神原小学校

1. 本校の基本方針

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にすることを貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「豊かな人間性を持ち未来を創造する児童・生徒」の育成を学校教育目標とし、「豊かな心の育成」を教育活動の重点の1つに設定している。豊かな心の育成には、自他の生命を尊重する道徳教育、支持的風土のある学級経営、悩みを相談しやすい教育相談活動などの充実を通して、子どもが生き生きと学校生活を送ることができる教育環境をつくる必要がある、何より人権教育を充実させなければならない。特にいじめは重大な人権侵害であるという認識に基づき、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2. いじめの定義

(1) いじめとは（いじめ防止対策推進法 第2条第1項）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめの様態

- ①【暴力】：殴る・蹴る・頭髪を引っ張る・転ばす・ズボンや下着を下げる。
- ②【言葉の暴力（冷やかし等）】：あだ名や悪口を言う。やじる。はやし立てる。
- ③【仲間外れや集団による無視】：相手にしない。話しかけない。仲間に入れない。
- ④【たかり】：物品や金銭を要求する。万引きするように命じる。
- ⑤【嫌がらせ】：嫌がることをあえてする。物を壊す。隠す。机を離す。
- ⑥【言葉での脅し】：言われたくないことを何度も言う。口止めを強要する。
- ⑦【その他】：用足し、着替え、食事の際にのぞきこむ。用を言いつけ相手を酷使する。虚偽の情報や噂を流す（言いふらす）。パソコンや携帯電話で誹謗中傷などをする。等

※いじめ…いじめる側が一方的に仕掛ける。執拗に繰り返される。いじめられる側は傷つくが、いじめる側は傷つかない。

※けんか…ほぼ対等の関係で、勝ったり負けたりがある。

※ふざけ…双方が親しい関係かそれに近い状況にあり、相手を傷つけるようなダメージを与えることはない。

(3) いじめ対応についての基本姿勢・基本認識

- ・いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ・いじめは、人として絶対に許される行為ではない。
- ・いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ・いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ・いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ・いじめは、被害者の立場に立った親身の指導を行うこと。
- ・いじめは、学校（教師）の指導の在り方が問われる問題であること。
- ・いじめは、家庭教育の在り方に大きく関わる問題であること。
- ・いじめは、学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって取り組むことが必要であること。

3. いじめに対する指導体制

(1) 「校内いじめ防止対策委員会」の設置

① 構成員

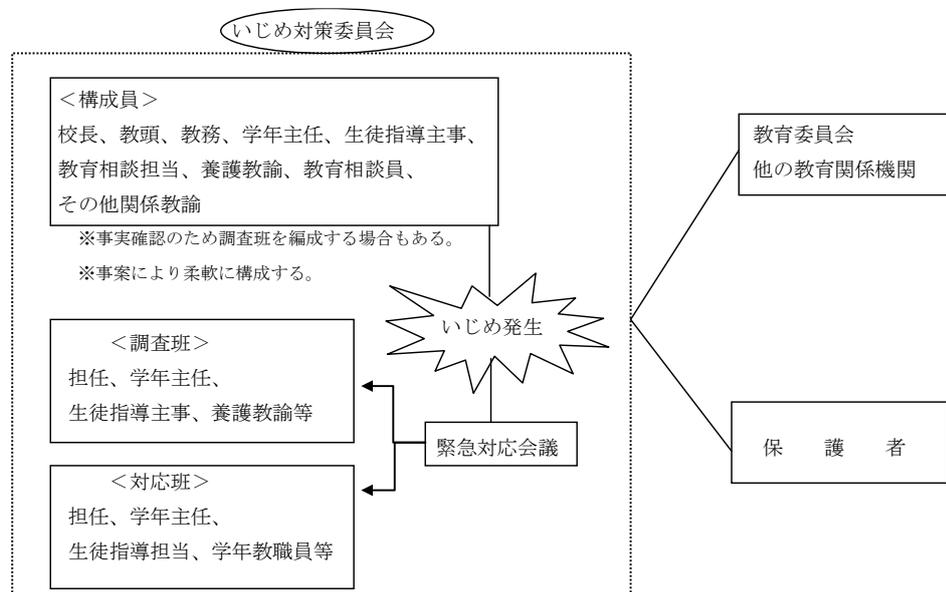
学校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、教育相談担当、教育相談員、スクールカウンセラー、関係教諭、その他関係職員

② 内容

- ・学校いじめ防止基本方針の策定
- ・いじめ発見のための調査
- ・関係機関との連携
- ・保護者への対応
- ・いじめ事案への対応や指導方針等の協議 等

③ 運営方法

- ・児童支援委員会と同時に月1回開催する。
- ・いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成して対応する。
- ・校内いじめ防止対策委員会での内容や事案については、職員会議において報告し、周知徹底させる。 等



※「いじめ緊急対応会議」の開催について

○いじめを理由に1日でも学校を休んだ。

○保護者からいじめの訴えがあった。

○その他必要性がある場合。

上記に当てはまる場合は、いじめ緊急対応会議を開催する。

①構成員

学校長、教頭、養護教諭、学年の担任全員、その他関係職員

②内容

- ・いじめに係る情報収集及び実態把握とその共通理解・情報連携
- ・指導方針を話し合い、チームで動けるように共通理解を図る。
- ・保護者との連携について話し合う。
- ・指導ごとに会議を開き、報告・連絡・相談を行い、次の指導の共通理解を図る。

③開催までの流れ

1. 上記にあてはまる事態を確認

↓

2. 学年主任を中心に、直ちに学年で情報連携をする。

↓

3. 校長・教頭に報告する。

↓

4. 学年で指導の方針を話し合う。

↓

5. 生徒指導主任を中心に調整を行い、いじめ緊急対応会議を開催する。

(2) いじめ防止に係る教育相談の取組概要

1 学期	2 学期
<ul style="list-style-type: none">○家庭訪問○学級懇談会及び個人面談○指導要録作成○支援記録簿作成（1年生及び転入生）○自発的相談○教育相談週間○いじめアンケート（毎月）	<ul style="list-style-type: none">○学級懇談会○自発的相談○教育相談週間○支援記録簿記入（特に必要な場合）○支援記録簿の仕分け（学級編制時）○いじめアンケート（毎月）※いじめアンケートは5カ年保存

(3) いじめ防止に係る教育相談の年間計画

月	ねらい	指導内容	指導方法	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> 学級の子ども達の個性や環境を正しく理解し、指導に役立てて楽しい学級作りを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭環境調査・家庭訪問などの資料を基に、生育歴や生活の状況などを把握し、問題傾向を持つ児童の呼びかけ相談を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭訪問 	参考となる指導資料 <ul style="list-style-type: none"> 生活実態調査 家庭調査票 指導要録
5月	<ul style="list-style-type: none"> 子ども一人一人の健康・安全への関心を高める。 学習を中心とした悩みについて把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> 心身の健康状態の理由により、学習上、生活上適応できない児童に対して相談を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 学級保護者会 放課後の時間などを利用して相談を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 健康診断票 歯科検査票 養護教諭からの健康情報資料 いじめアンケート（毎月第3木曜に実施）
6月	<ul style="list-style-type: none"> 学習、生活の在り方を反省し、よりよい適応への意欲を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> 心身の健康状態や生活習慣に問題があり、学業不振になっている児童や生活上適応できない児童に対して相談を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談週間を利用して悩み調査をし、相談を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケート 児童指導資料 がんばりノート 図画 作文
7月	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの悩みを把握し、不適応状況や児童間の人間関係を知る。 	<ul style="list-style-type: none"> 問題現象を早期に発見して支援の計画を立て、指導にあたる。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> 作文
8月	<ul style="list-style-type: none"> 自主的な計画に従って、夏休みを有意義に過ごす態度を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> 問題を持つ児童の家庭訪問をしたり、手紙や電話などで相談を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 電話相談 暑中見舞い 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> 夏休み中の過ごし方を反省し、余暇の活用を意識を高めるとともに、学校生活への適応を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 夏休みの生活を反省し、生活リズムを整えるための相談を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 放課後の時間などを利用して相談を行う。 	

10 月	・学習を中心とした悩みについて把握する。	・学習上の問題について相談を行う。	・放課後の時間などを利用して相談を行う。
11 月	・子どもの悩みを把握し、不適応状況や児童間の人間関係を知る。	・問題現象を早期に発見して支援の計画を立て、指導にあたる。	・放課後の時間などを利用して相談を行う。
12 月	・二学期前半の生活を反省し、より充実した学校生活を送ろうとする意欲を養う。	・学校生活全体について見直し、課題のある児童に対して相談を行う。	・教育相談週間を利用して悩み調査をし、相談を行う。 ・個人面談
1 月	・児童の夢や希望を知り、目的を持って努力することの大切さを養う。	・「新年の目標」「将来の夢」などをもとに、目的を持って日々努力するための相談を行う。	・放課後の時間などを利用して相談を行う。 ・年賀状
2 ・ 3 月	・各児童の一年間の生活を反省させ、新学年への抱負を持たせる。	・一年間を振り返り、各自の新学年に対する希望や抱負を聞いて、助言、支援する。	・放課後の時間などを利用して相談を行う。

(3) 教育相談週間の実施

① ねらい

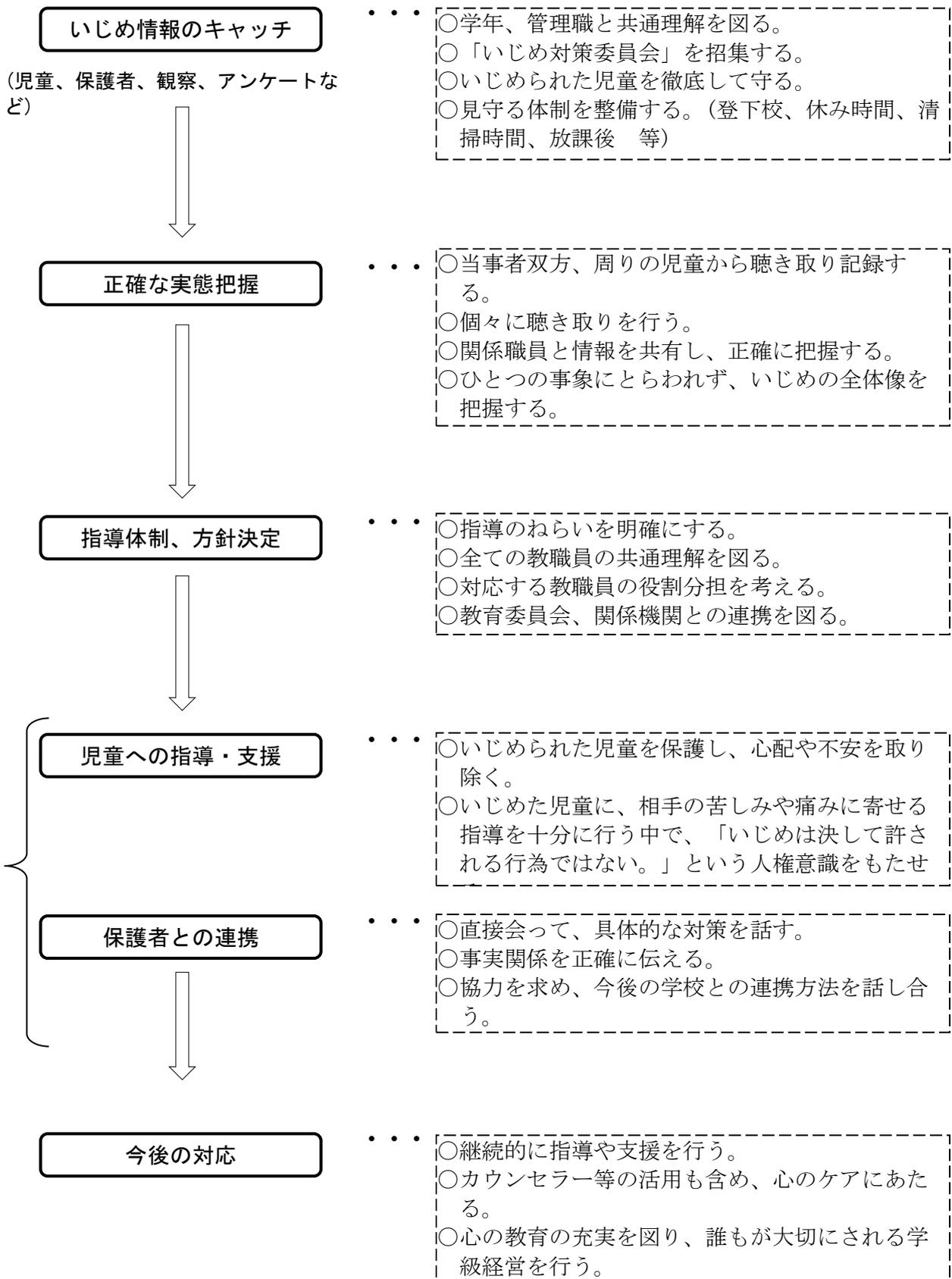
- 個々の児童の悩みや問題の解決を図り、楽しい学校生活が送れるようにする。
- 問題を早期に発見し問題解決に向けて支援を行い、健全な成長が図れるようにする。

② 期日

2021年5月25日（火）～5月28日（金）全学年1時間欠時

2022年1月17日（月）～1月20日（木）全学年1時間欠時

(4) いじめが起こった場合の組織的対応の流れ



4. いじめの未然防止・早期発見・早期対応のための取り組み

(1) 日常的な観察

- ・朝や帰りの会や授業中の声や表情、休み時間や放課後の雑談等の機会に、児童たちの様子に目を配る。
- ・学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係はどのようであるかを把握する。気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。

(2) メモ日記の活用

- ・必要に応じて気になる児童には日記を書かかせたりすることで、担任と児童、保護者との連絡を密に取り、信頼関係を構築する。

(3) 定期的なアンケート調査の実施

- ・毎月の「きらきらプランチェックデー」と一緒に「心のアンケート」を実施。
- ・アンケート結果から気になる事があれば、その内容について詳しく聴き取り、迅速に対応する。

(4) 教育相談の実施

- ・5月と1月に「教育相談週間」を設定し、個々の悩みや問題の早期発見・早期解決を図る。
- ・心の健康づくりの場を設けることにより、児童の発するシグナル(適応上の問題、心理的な悩み、不安など)を想起に発見し、適切な対応を考えていく。

(5) その他

- ・わかる授業づくり、学習規律の徹底、非行防止教室の実施、情報モラルに関する指導、教職員間の情報交換、保護者からの情報提供。

5. ネット上のいじめへの対応

(1) 「ネット上のいじめ」が発見された時の対応の流れ

- ① ネットいじめの発見、児童・保護者からの相談を受ける。
- ② 書き込み内容を確認する。
 - ・当該掲示板等のアドレスの確認と記録・書き込み内容をプリントアウトして保存する。
- ③ 掲示板等の管理者に削除依頼をする。
 - ・管理者への連絡方法を確認する。利用規約等を確認の上、削除依頼を実施。
 - ・削除依頼は、学校等の公的なパソコンやメールアドレスを使用し、依頼者名などの個人情報に記載する必要はない。
- ④ 掲示板等のプロパイダに削除依頼をする。
 - ・管理者に削除依頼しても削除されない場合や管理者の連絡先が不明な場合などは、掲示板サービスを提供しているプロパイダへ削除依頼をする。
 - ・削除されない場合は、メール内容などを確認する。それでも削除されない場合は、警察や法務局へ相談する。

(2) 児童・保護者への対応

①被害児童への対応

- ・きめ細やかなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要である。

②加害児童への対応

- ・加害者自身がいじめに遭っていた事例もあることから、いじめが起こった背景や事情について詳細に調べるなど適切な対応が必要である。また、十分な配慮のもとで粘り強い指導が求められる。

③全校児童への対応

- ・個別の事例に応じて十分な配慮のもとで、全校児童への指導を行う。

④保護者への対応

- ・迅速に連絡し家庭訪問などを行うと共に、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

(3) 指導のポイント

- ・誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為でないこと。
- ・匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ・書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

6. 重大事態への対応

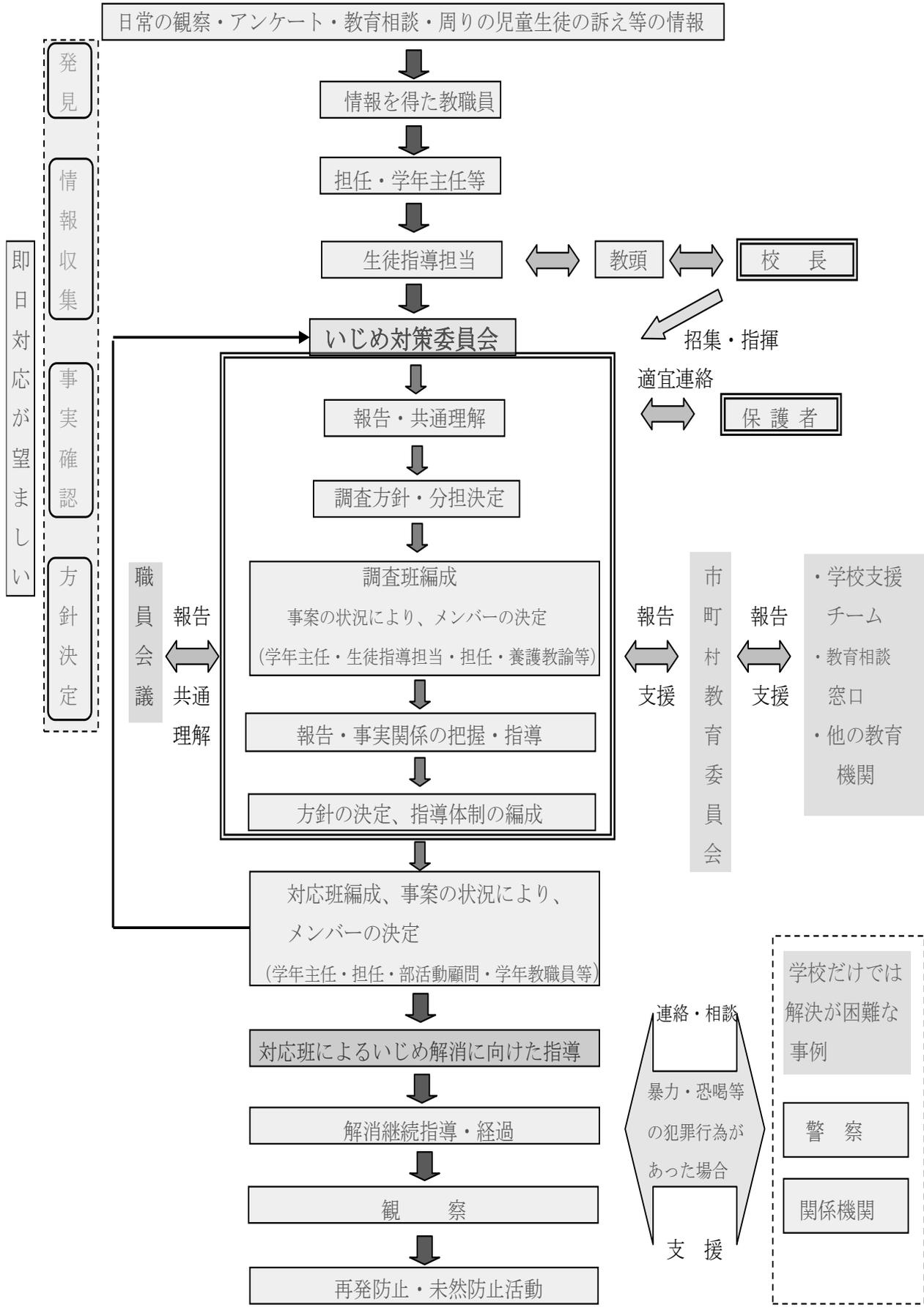
重大事態とは、児童生徒がいじめを受けたことにより自殺を企図した場合や身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等が想定される。また、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する。

なお、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

学校又は教育委員会は、重大事態の意味をふまえ、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断し、調査・報告等に当たる。

生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- 速やかに監督官庁、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- 事案によっては、学年及び学校すべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。



即日対応が望ましい

発見
情報収集
事実確認
方針決定

職員会議
報告
共通理解

校長
招集・指揮
適宜連絡
保護者

市町村教育委員会
報告
支援
学校支援チーム
教育相談窓口
他の教育機関

学校だけでは解決が困難な事例
警察
関係機関
暴力・恐喝等の犯罪行為があった場合
支援

(1) いじめを許さない学級づくりの視点

- 児童生徒理解を深め、児童生徒一人一人を大切にするとともに、日常的な関わりの中で教職員と児童生徒間の信頼関係づくりや児童生徒相互の人間関係づくりに努めることが重要である。
- いじめ問題への指導方針等の情報については、日頃から家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得るよう努めることが重要である。
- いじめている児童生徒に対しては、出席停止の措置を含め、毅然とした指導が必要である。
- いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要である。
- いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかない所での陰湿ないじめが続いていることが少なくないことを認識し、継続して十分な注意を払い見守っていくことが必要である。

(2) いじめに対する基本認識

- いじめは「人間として絶対に許されない」という強い認識に立つこと
- いじめ問題に対しては被害者の立場に立った親身の指導を行うこと
- いじめ問題は学校（教師）の指導の在り方が問われる問題であること
- 学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- いじめ問題は家庭教育の在り方に大きく関わる問題であること

(3) いじめの未然防止に係るチェックポイント

- 校長のリーダーシップのもと、全教職員が、生徒指導についての共通理解を図り、共通実践が行われている。
- 教職員が、子どもたちの意見をきちんと受け止めて聞いている。
- 教職員が、子どもたちに明るく丁寧な言葉で声をかけ、一人の人間として接している。
- 教職員自らの言動が、子どもたちに与える影響の大きさを強く自覚している。

(3) 児童生徒の豊かな心と実践力育成に係るチェックポイント

- 失敗しても認め合い、励まし合う雰囲気がある。
- 子どもたちが規範意識を持ち、規律ある学校生活を送っている。
- 表情が明るく、にこやかで言葉遣いが適切である。
- 明るくあいさつを交わす。
- 児童会・生徒会活動や委員会、係活動に進んで取り組み、頑張ろうとする雰囲気がある。
- 教室や学校が清潔で、整理整頓されている。
- 規律ある楽しい給食の時間を過ごしている。
- 地域住民や保護者等が気軽に来校し、学校の活動に参加・協力する。

(4) 学校におけるいじめ発見のチェックポイント

- 遅刻、欠席、早退、遅刻ぎりぎりの登校、時差登校などが増える。
- 忘れ物が多くなり、学習意欲が低下してくる。
- 表情がさえず、うつむき加減である。
- 活気がなく、おどおどしたり、表情が暗く周囲を気にしたりする。
- 机、椅子、カバンなどが壊されたり、散乱したりしている。
- 授業開始前に学用品、教科書、体育着などが隠されている。
- 学用品の破損、ノートに落書きがある。
- 授業中、誤答に対して皮肉や笑い声が繰り返起こったり、正解に対して、冷やかしやどよめきがあったりする。
- その子を誉めると嘲笑が起こったり、しらけたりする。
- その子どもの隣に誰も座りたがらない。
- 周囲の子がその子の机や椅子に触ろうとしない。
- 黒板や机等にあだ名や「〇〇死ね」などの落書きをされる。
- 用事がないのに職員室の様子をうかがったり、周りをうろろうろしたりしている。
- 保健室への出入りが増え、始業のベルが鳴っても教室に戻ろうとしない。
- 休み時間は一人でトイレなどに閉じこもったり、授業に遅れて入ってきたりする。
- 休み時間や放課後に一人でぼっんとしていることが多い。
- 清掃や給食の片付けなど、仲間の嫌がる作業を一人でしている。
- さほど親しくない友だちと一緒にトイレから出てきたり、遅れて教室に入ってきたりする。
- 理由のわからないケガが多く、その原因を尋ねると「自分で転んだ」と言ったりする。
- 頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。
- 「誰かこれやってくれないか」と言うと特定の子どもの名前が出てくる。

- 係を選ぶとき、ふざけ半分に推薦されたりする。
- 人権を無視したあだ名（「ばいきん」、「〇〇菌」）がつけられ、しつこく言われる。
- 部活動への参加を渋ったり、休みがちになる。
- 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。

(5) 家庭におけるいじめ発見のチェックポイント

- 「転校したい」や「学校をやめたい」と言い出す。
- イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる。
- 衣服の汚れが見られたり、よくケガをしたりしている。
- お風呂に入りがらなかつたり、裸になるのを嫌がる。
- 学用品や所持品を紛失したり、壊されたりしている。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、眠れなかつたりする日が続く。
- 愁いに満ち、表情が暗くなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている。
- 先生や友だちを批判する。
- 親に隠し立てをすることが多くなる。
- 家庭から物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友だちが家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟、祖父母等に反抗したり八つ当たりをする。
- 外に出たがらない。
- 学校の様子を聴いても言いたがらない。
- 電話に敏感になる。
- 友達からの電話にていねいな口調で応答する。
- 不審な電話や嫌がらせの手紙や紙切れなどがある。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- 親の学校への出入りを嫌う。
- 友だちのことを聴かれると怒りっぽくなる。
- 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や現実を逃避することに
関心を持つ。

(6) 地域からの情報によるいじめ発見のチェックポイント

自治会やPTA等に対し、いじめの早期発見のポイント等について周知し、児童生徒の様子を報告してもらおう。

- 公園などで一人の子を何人かで囲んだり、小突いたりしている。スーパーやコンビニ等でジュースやお菓子をおごらせている。登下校中に一人の子が他の子の荷物を持たされている。
- 道端や公園などで、一人ぼつんとしている。
- 集団（遊び）の中で一人だけ様子がおかしい。

(7) いじめがあった場合の家庭での対応

- 1 いじめられている事実が判明した場合の対応
 - ・家庭における「子どもの居場所」を確保する。
 - ・不安を除去し、安全の確保に努める。
 - ・「お父さんとお母さんは最後まであなたを守る、一緒に乗り越えよう」というメッセージを送る。
 - ・学校との連絡を密にし、家庭での様子などの些細なことでも学校側に伝える。
 - ・ひどいいじめの場合は、学校を休ませることが必要な場合もある。
 - ・自己肯定感や自信を持てるような言葉かけ、激励をする。
- 2 些細な変化（危険信号）に気づく（特に自殺のサイン）
 - ・死につながるような発言はないか？
 - ・自殺のニュース等に対し同情する発言はないか？
 - ・眠れない様子はないか？
 - ・死を賛美する言動はないか？

(8) いじめ加害者への対応

- 1 「いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為である」ことを厳しく認識させる。
- 2 差別的なものの見方や偏見に気づかせたり、豊かな人間関係の重要性に気づかせたり等、いじめを許さない雰囲気を醸成する。
- 3 励まし合い、助け合いによって、よりよい集団を作ろうとする意欲を持たせる。
- 4 加害児童生徒との信頼関係の構築を図り、本人自らの力で問題の解決を図れるよう支援する。
- 5 教師は、どの児童生徒も自らの行為を反省し、新しく生きようとする力が備わっているという認識を持ち指導にあたる。

(9) 教師の対応

- 1 いじめを完全にやめさせる。
 - 2 いじめ問題について、職員間で役割連携し、組織的に取り組む。
 - 3 いじめの事実関係、きっかけ、原因などの客観的な情報を収集する。
 - ・何があったのか？ ・どんなことから？ ・いつ頃からか？ ・どこで？
 - ・どんな気持ち？ ・どんな方法で？ ・誰が（命令）したのか？ ・複数？ 等。
 - 4 不満・不安等の訴えを十分聴くとともに、いじめられた児童生徒の身になってよく考えさせ、自分がやったことの重大さに気づかせる。
 - 5 相手に与えた苦しみ、痛みに気づかせる。
 - 6 課題解決のための支援を行い、自分自身の力で解決する方法を考えさせ努力させる
 - 7 学級活動を通して、役割・活動・発言の場を与え、認め、所属感、成就感を持たせる
- とともに、教師との信頼関係を構築する。
- 8 場合によっては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導を行う。
 - 9 必要な場合は、警察等関係機関と連携し対応する。

(10) 対応のポイント

- ①「事実はしっかり認めさせる」
- ②「決して言い逃れはさせない」
- ③「きちんと謝罪をさせる」
- ④「それ以上罰しない」
- ⑤「今まで以上に関わりをもつ」

(11) 保護者への対応

- 1 保護者の心情を理解する
 - ・保護者の心理…怒り、情けなさ、自責の念、今後の不安等。
 - ・保護者も追い詰められると、防衛的あるいは攻撃的な態度をとることもある。
 - ・子どものよさを認め、親の苦労も十分ねぎらいながら対応する。
- 2 事実関係は正確に伝える
 - ・憶測で話をしない。
 - ・問題とは直接関係のないことまで話を広げない。
- 3 学校の指導方針を示し、具体的な助言をする
 - ・被害者への謝罪、子どもへの対応方法などを保護者の意向を踏まえ助言する。

- 4 教師と保護者が共に子どもを育てるという姿勢を示す
・子どもが自分の「非」に気づき、改められるよう指導・支援する。

＜家庭での対応＞

- 1 両親と一緒に叱責しない
・それぞれの役割を確認し、連携して対処する。
- 2 事実を聞き出す
・どんな行動をしたのか？ ・その結果どうなったのか？
- 3 徹底的にいじめを否定する
・「いじめは人間として許されない行動である、私も許さない」
・「いじめられた子は苦しんでいる」
・「おまえの気持ちはわかった、一緒に考えよう」 等。
- 4 きちんと謝罪する
・あらかじめ被害者とその保護者の意向を確認し、被害者の思いに沿った形で謝罪を行う。
- 5 今まで以上に子どもとの関わりを多く持つ

(12) 「ネット上のいじめ」の特徴

- 1 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- 2 インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- 3 インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 4 保護者や教師などの身近な大人が子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板等を詳細に確認することが困難なため、「ネットいじめ」の実態の把握が難しい。

＜ネット上のいじめの態様＞

- 1 掲示板・ブログ・プロフでの「ネット上のいじめ」
○誹謗中傷の書き込み○個人情報の無断掲載○なりすまし等
- 2 メールでの「ネット上のいじめ」
○誹謗中傷するメール○チェーンメール○なりすましメール等
- 3 その他（口込みサイトやオンラインゲーム上のチャットでの誹謗中傷の書き込み等）

(13) 掲示板等への誹謗中傷の対応

1. ネットいじめの発見、児童生徒・保護者等からの相談
2. 書き込み内容の確認
 - 当該掲示板等のアドレスの確認と記録
 - 書き込み内容の保存（プリントアウト）
 - ※携帯電話の場合は、画像をカメラで撮影する等
3. 掲示板等の管理者に削除依頼
 - 管理者への連絡方法（メール）の確認
 - 利用規約等を確認の上、削除依頼を実施。
 - ※削除依頼は、学校等の公的なパソコンやメールアドレスを使用し、依頼者名などの個人情報を記載する必要はない。
4. 掲示板等のプロバイダに削除依頼
 - 管理者に削除依頼しても削除されない場合や管理者の連絡先が不明な場合などは、掲示板サービスを提供しているプロバイダへ削除依頼する。
 - ※削除されない場合は、メール内容などを確認する。それでも削除されない場合は、法務局などに相談する。

(14) 「ネット上でのいじめ」への対応

- 1 児童生徒への対応
 - 被害児童生徒への対応きめ細かなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要である。
 - 加害児童生徒への対応
 - 加害者自身がいじめに遭っていた事例もあることから、起こった背景や事情について、詳細に調べるなど適切な対応が必要である。また、十分な配慮のもとで粘り強い指導が求められる。
 - 全校児童生徒への対応
 - 個別の事例に応じて十分な配慮のもとで、全校児童生徒への指導を行う。
- 2 保護者への対応
 - 迅速に連絡し家庭訪問などを行うとともに、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。